

環境と調和のとれた家畜生産活動を 確保するための規範の策定について

資料 7-1	家畜生産に伴う環境負荷と対策の実施状況	1
資料 7-2	環境規範の検討経緯と策定の考え方	6
資料 7-3	環境と調和のとれた家畜生産活動規範（仮称）（案）	10
資料 7-4	環境と調和のとれた作物生産活動規範（仮称）の検討状況	17

平成16年11月
農林水産省
生産局畜産部

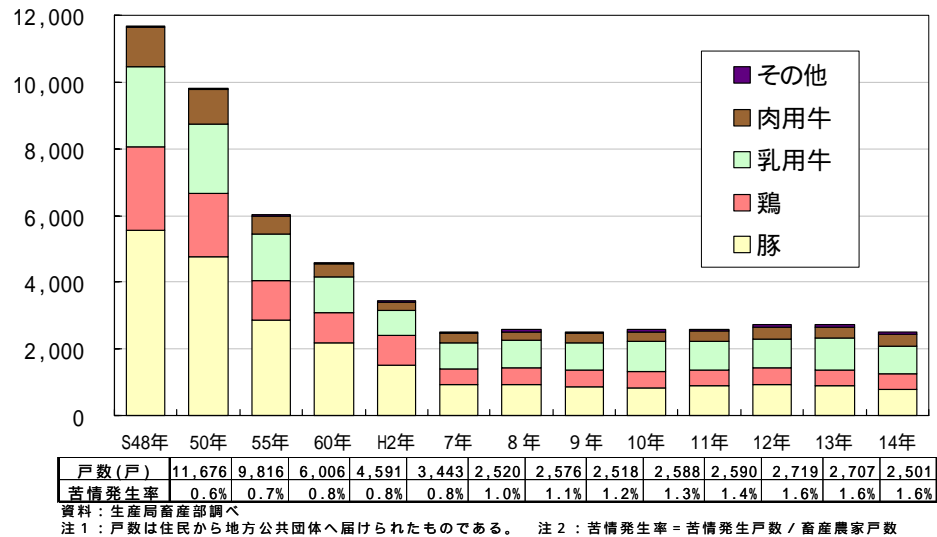
家畜生産に伴う環境負荷と対策の実施状況

1. 畜産業に由来する環境負荷と家畜排せつ物

畜産経営に起因する苦情の発生件数及び発生率は、ここ数年横ばい。苦情の内容は、悪臭、水質汚濁が大部分。次いで害虫発生。畜産業における悪臭と水質汚濁発生の主たる要因は家畜排せつ物。我が国で発生する家畜排せつ物は年間約9,000万トン。約8割が農地利用される一方、約1割は野積み・素堀りといった不適切な管理。なお、我が国における家畜排せつ物発生量（環境負荷の潜在量）自体は微減傾向。

畜産経営に起因した苦情発生状況

年次別苦情発生戸数



苦情の内容

(単位：%)

区分	悪臭関連	水質汚濁関連	害虫発生	その他	計
乳用牛	34.0	29.0	21.5	39.4	32.9
肉用牛	14.2	17.0	9.9	11.6	14.9
豚	32.4	43.9	11.6	20.7	31.4
鶏	17.3	8.6	54.7	21.7	18.4
その他	2.0	1.5	2.2	6.6	2.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構成比率	56.7	29.9	6.4	7.0	

資料：生産局畜産部調べ、

注1：構成比率とは、苦情発生件数全体に占める各苦情内容の割合である。

注2：その他は、ふん尿の流出、騒音等である。

家畜排せつ物の発生量

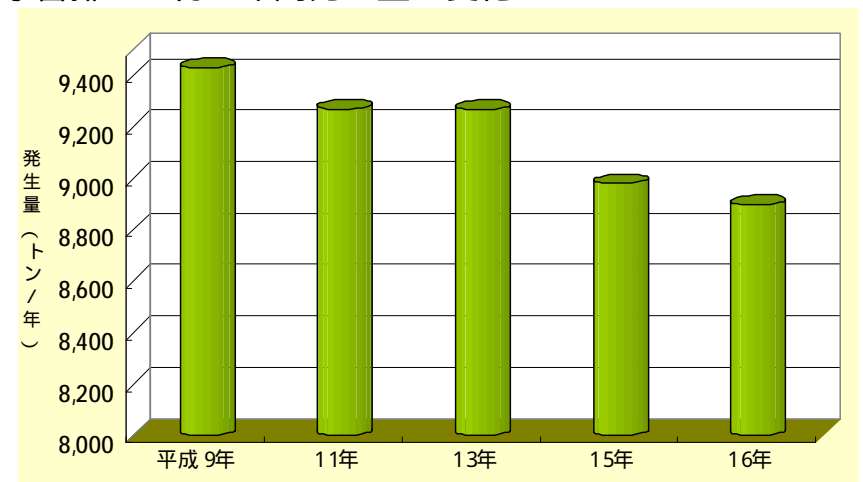


畜種	発生量
乳用牛	2,789
肉用牛	2,577
豚	2,251
採卵鶏	782
ブロイラー	498
合計	約8,900

注：畜産統計（16年2月）から推計

資料：生産局畜産部試算

家畜排せつ物の年間発生量の変化



資料：生産局畜産部試算

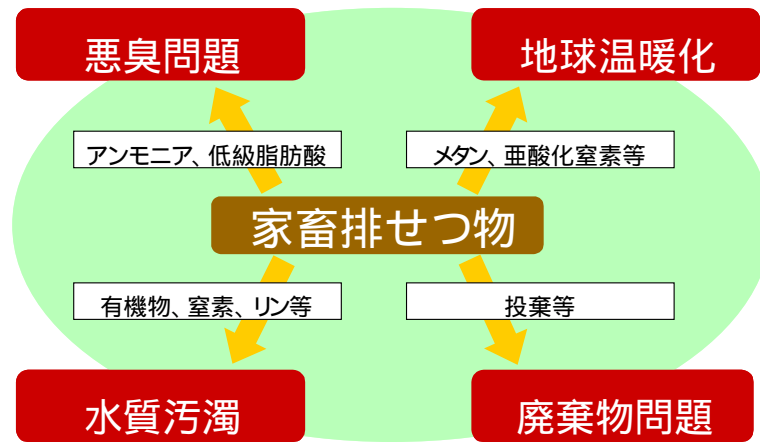
2. 家畜排せつ物に係る環境負荷発生リスクと家畜排せつ物法

家畜排せつ物の処理・保管・利用の仕方によっては、様々な環境問題の発生要因となる可能性。

畜産環境問題の抜本的対応を図るため、平成11年家畜排せつ物法が施行。5年間の猶予期限を経て11月1日から、法に基づく家畜排せつ物の適正な管理(処理・保管)がスタート。

特に環境負荷が大きい野積み・素掘りの解消に重点を置き、必要な施設整備を促進。

家畜排せつ物による環境リスクと環境問題との関わり



注) 上図では4つの環境問題との関わりについて示したが、このほかにも、公衆衛生面や酸性雨、生物多様性などとの関わりが指摘される場合もある。

家畜排せつ物法に基づく管理基準(抜粋)

- 1 家畜排せつ物は**管理施設において管理**する。
- 2 管理施設の構造は...
 - (1) 固形状の家畜排せつ物の場合、
床を不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。
 - (2) 液状の家畜排せつ物の場合、
不浸透性材料で築造した貯留槽とする。

家畜排せつ物法に基づく適正な管理

適正管理を実現するため、経営条件、地域条件等に応じて、多様な管理形態へ移行。



3. 家畜排せつ物処理施設の整備状況

法適用対象農家約6万6千戸を対象とした「総点検」(15年3月時点)を実施し、15~16年度の「施設整備計画」を作成。
 15年度の施設整備実績は5,744戸(計画5,800戸)となり、15年度末の施設整備進捗率は約72%に増加(14年度末時点約51%)。
 施設整備促進のため各種の支援策を実施。
 施設整備状況を含め家畜排せつ物法への対応状況については、12月はじめ頃の時点で全国的な調査を行う予定(～1月集計予定)。

施設整備計画に基づいた施設整備の促進

法施行以前に
対応済み
約2.6万戸

管理基準の猶予
期限内に対応
約4万戸

「総点検」結果に基づく整備計画(「工程表」の要約)

	12~14 年度実績	15年度	16年度	合計
施設整備(戸)	14,300	5,800	7,800	13,600
簡易対応(戸)	1,500	1,800	7,900(注)	9,700

注：将来的な施設整備のための緊急的な対応約3000戸を含む。

管理基準の適用対象外
約8万戸

〔牛 10頭未満・豚 100頭未満
鶏 2000羽未満・馬 10頭未満〕

資料：「畜産環境整備促進プロジェクト」総点検結果(15年7月)
 なお、管理基準の適用対象外農家(約8万戸)からの家畜排せつ物発生量は、全体発生量の約5%程度と推定。

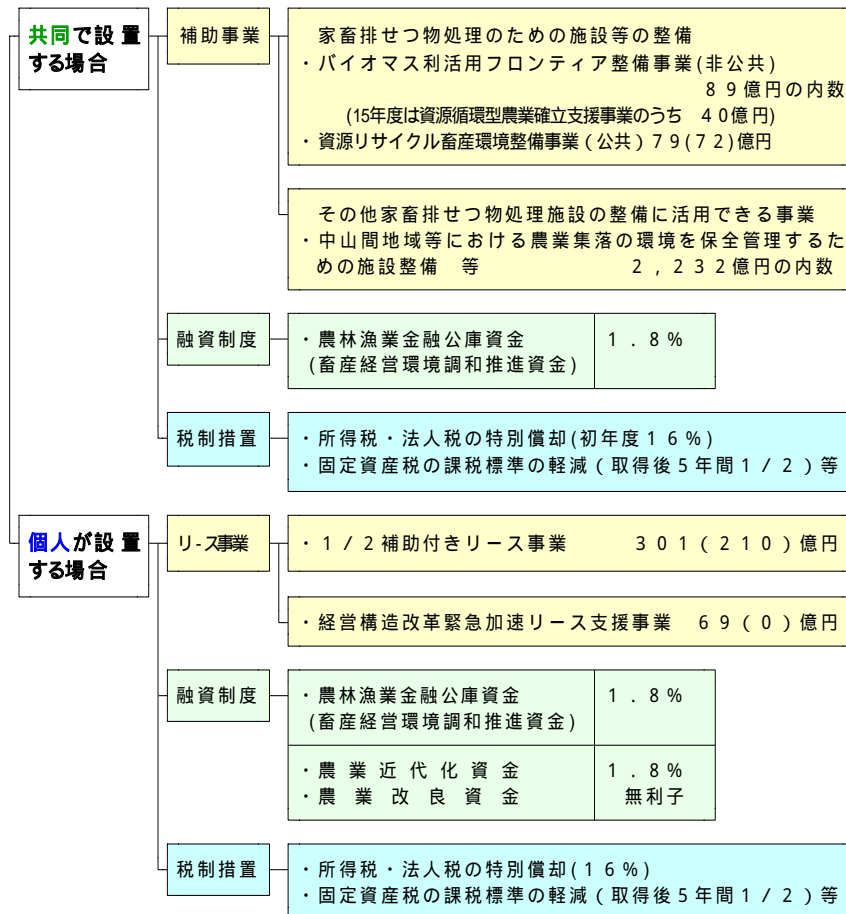
施設整備計画の進捗

施設整備計画及び実績(15~16年度)			
15年度		16年度	
計画	実績	計画	実績
5,800戸	5,744戸	7,800戸	整備推進中

12~16年度整備計画 A	12~15年度整備実績 B	進捗率 B/A
27,888戸	20,041戸	72%

この他、16年度に約8000戸の簡易対応の実施を計画

施設整備を促進するための各種の支援施策



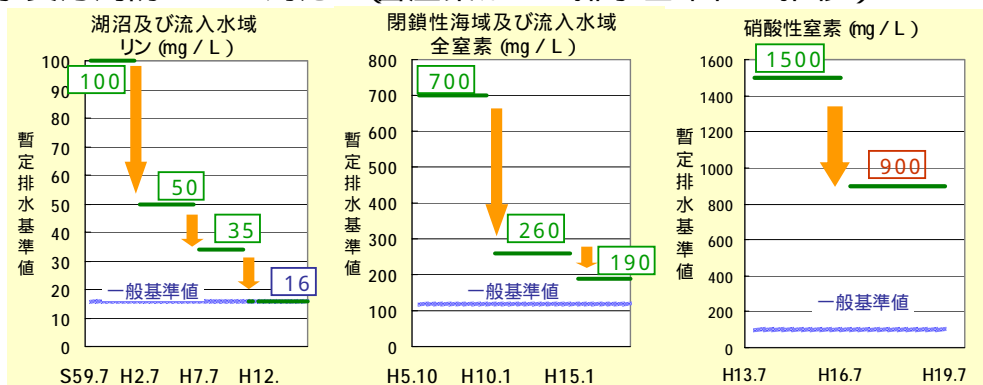
注1：金額は平成16年度当初予算額、()内は平成15年度当初予算額、金利は平成16年10月21日現在のもの。

注2：税制特例措置として、上記以外に、所得税・法人税について、水質汚濁防止法上の特定施設に係る汚水処理施設の特別償却、固定資産税についての特例措置がある。

4. その他環境規制への対応と家畜排せつ物に関わる農林水産環境政策上の課題

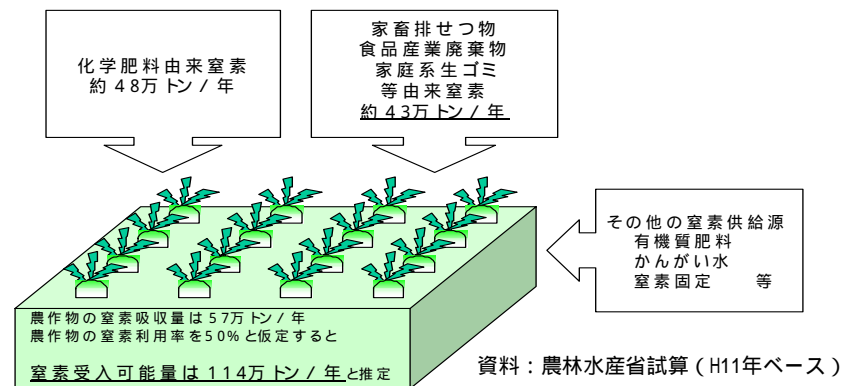
水質汚濁、悪臭、地球温暖化などの環境問題の克服に向け、家畜排せつ物法以外の環境関連法令への対応についても推進。
 全国的な規模でみた場合、農地面積当たりの家畜排せつ物発生量は、窒素ベースでみて必ずしも過剰なレベルにあるとはいえないが、
地域的にみた場合、農地面積当たりの家畜排せつ物発生量が大きな値となっている地域もある。この解消が今後の課題。
 今後の課題と基本方針について、バイオマスの総合的な利活用の推進という点から整理・公表（15年12月）

水質汚濁防止への対応（畜産業からの排水基準値の推移）

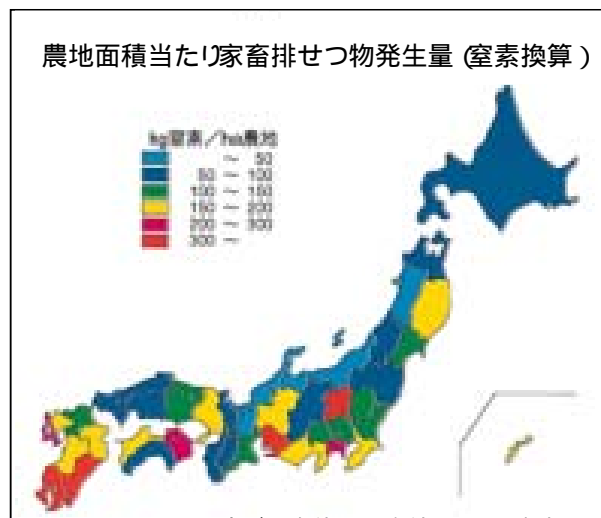


「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令」をもとに作成

家畜排せつ物など有機性資源の農地還元可能量



家畜排せつ物の地域的偏在



資料：中央農業総合研究センター、窒素平均値は生産局畜産部推計

農林水産環境政策の基本方針のうち家畜排せつ物に関する部分

健全な水循環の確保

- 家畜排せつ物の管理の適正化を徹底（16年11月～）

バイオマスの総合的な利活用の推進

家畜排せつ物たい肥の利用推進のため、地域**循環型畜産（物質循環型）**を推進、広域的なたい肥利用を拡大

- 耕種農家が使いやすいたい肥の生産を推進（マニュアルの作成等）
- 家畜排せつ物の**需給に基づいた利活用計画の策定**（17～18年度）
- 引き続き都道府県レベルの利活用計画の策定（18～19年度）
- たい肥の**化学肥料代替資材としての利用促進**

家畜排せつ物の高度利用推進のため、利活用計画でたい肥利用が困難とされた地域に対し、**炭化・メタン発酵等**による地域**循環型畜産（高度利用型）**を推進

環境規範の検討経緯と策定の考え方

1. 経緯

環境問題に対する国民の関心の高まりの中、農業に対する国民の信頼を得ていくためには、我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換することが不可欠。

このため、食料・農業・農村基本計画の中間論点整理では、農業生産環境施策の在り方について以下の記述。

農業者が最低限取り組むべき規範」を「16年度中に有識者の意見を踏まえて策定」し

「17年度以降、その規範の実践を各種支援策のうち可能なものから要件化」していくことが適当。

(参考) 中間論点整理抜粋(平成16年8月、食料・農業・農村政策審議会企画部会)

5. 農業環境・資源保全政策の確立

(2) 農業生産環境施策の在り方

イ 具体的な施策手法

我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換するとともに、より高いレベルの環境保全の実現を目指す農業者を育てていくため、

環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求めるとともに

環境保全への取組が特に強く要請されている地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組に対する支援を導入する

方向で施策の具体化を図る必要がある。

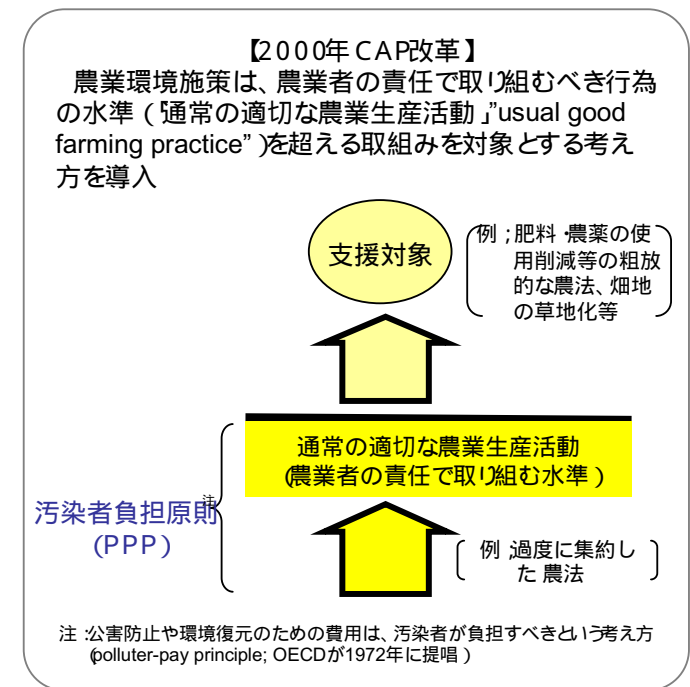
これらの施策の具体化に当たっては、EUの農業環境政策が、汚染者負担原則の下、農業者の責任で達成すべき水準を設定し、これを超える取組を奨励的施策の対象としていることを参考にすべきである。

ウ 施策の具体化に向けた手順等

農業者が最低限取り組むべき規範については、平成16年度中に有識者の意見を踏まえて策定するとともに、平成17年度以降、その規範の実践を各種支援策のうち可能なものから要件化していくことが適当である。

…略…

(参考) EU共通農業政策(CAP)における農業生産上の環境要件等の明確化



2 . 規範策定の趣旨

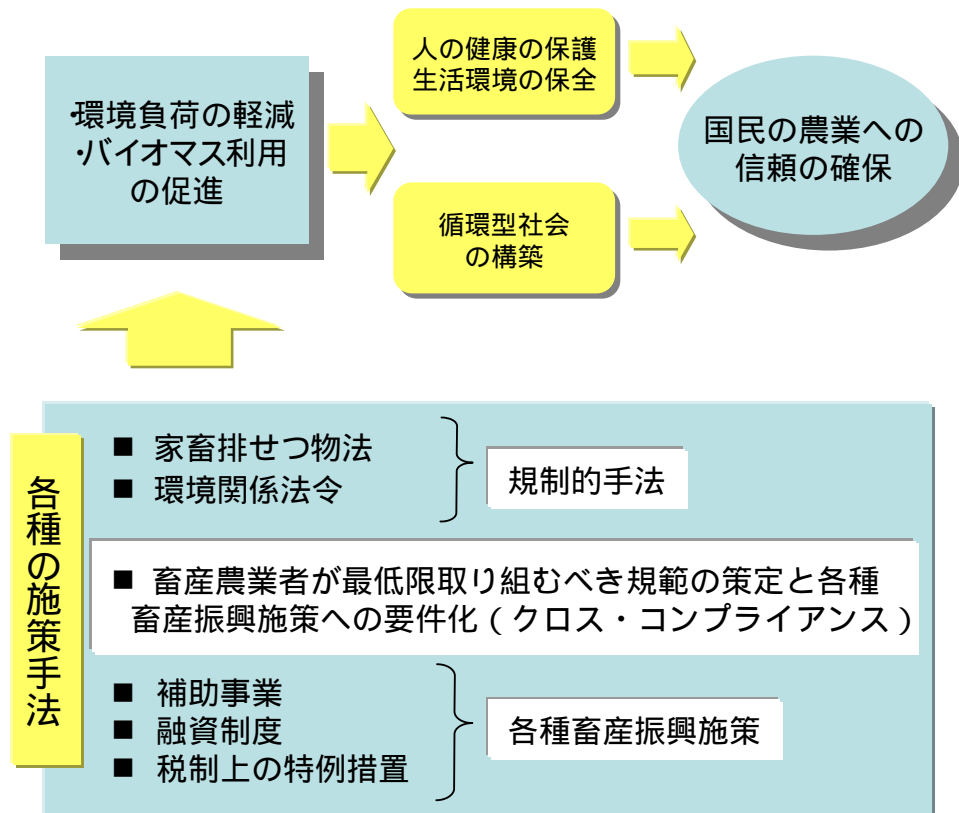
畜産経営は農業生産活動の中でも相対的に大きな環境インパクトを有する。国民の信頼を得ながら健全な畜産業の発展を図っていくことが必要。我が国畜産全体について環境保全を重視したものに転換していくことが不可欠。

畜産経営に伴う水、大気等への環境負荷の軽減を通じ人の健康の保護や生活環境の保全を図るとともに、バイオマスの利用促進を通じて循環型社会構築への貢献を図る上で、畜産農業者が最低限取り組むべき事項を、環境規範として明確化。

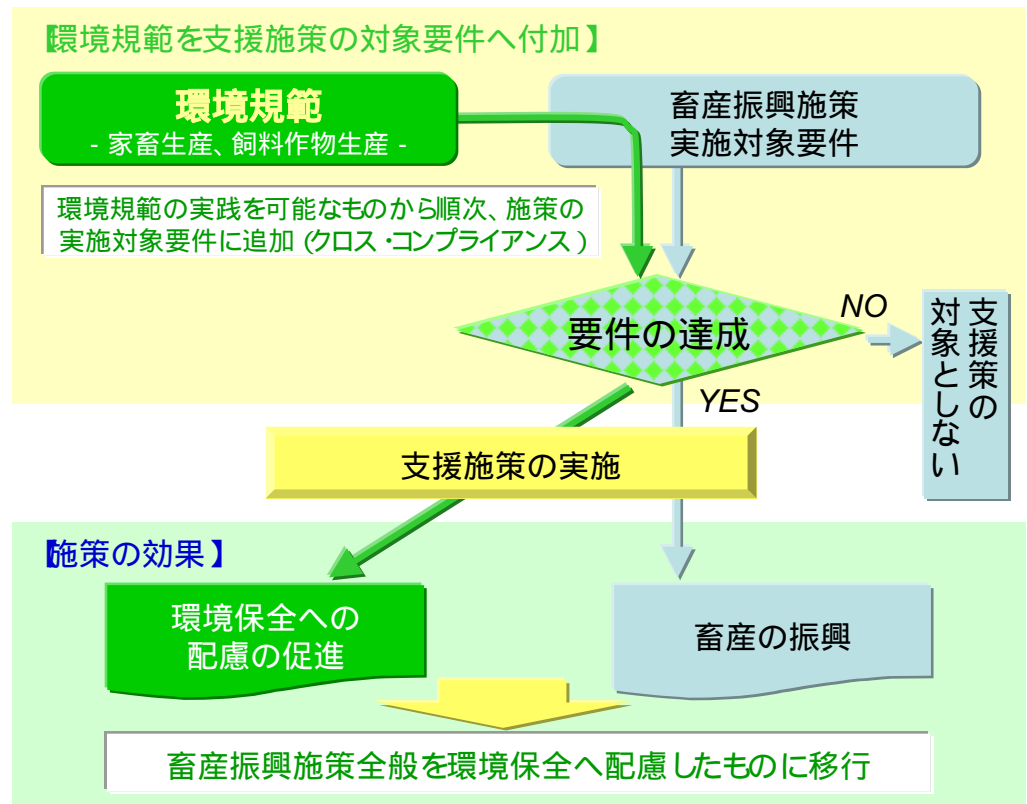
17年度以降、環境規範の実践を各種畜産振興施策の実施対象要件に組み込み（クロス・コンプライアンス*）、畜産振興施策全般を環境保全に配慮したものに移行。

*ある施策による支払いについて、別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法、（社）大日本農会「環境保全型農業の課題と展望」

各種の施策手法と環境規範との関係



畜産農業者が取り組むべき環境規範のクロス・コンプライアンス化



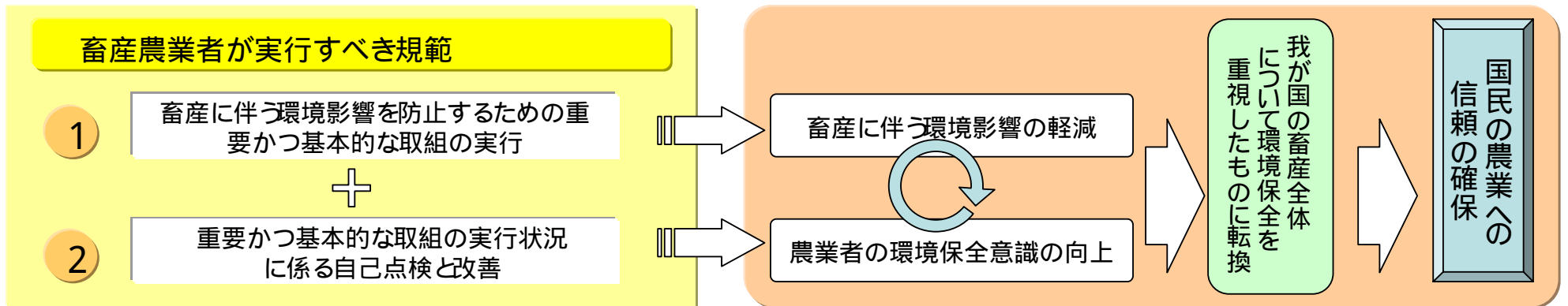
3. 規範策定の考え方

畜産農業者が実行すべき規範は、全ての畜産農業者が取り組むべきものであることを踏まえ、生産活動に伴う環境影響を軽減するための重要かつ基本的な取組であって、農業者自らが実行状況を点検し、活動を改善していけるもので、簡便でわかりやすいもの、となるように策定してはどうか。

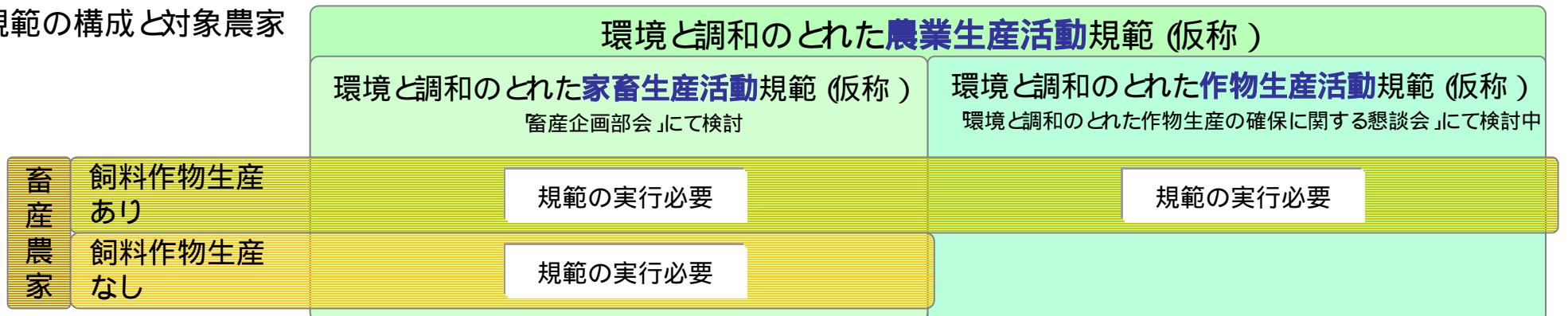
飼料作物生産における環境対策は、ほ場における施肥・防除管理など面源対策となり作物生産全般と共通。一方、家畜生産では、畜舎における飼養管理など点源対策が中心であり作物生産との共通性は小。

このため、畜産農業者が実行すべき規範は、家畜生産については「家畜生産活動に関する規範」(畜産企画部会にて検討)、飼料作物生産については「作物生産活動規範」(別途検討中)という整理としてはどうか。

策定の基本的な考え方



規範の構成と対象農家



環境と調和のとれた家畜生産活動規範（仮称） （案）

1.家畜生産活動規範の具体案

具体的な規範内容の検討に当たっては、家畜生産に伴う環境負荷の軽減、資源の有効利用、適切な取組の継続という各々の観点から、既に多くの農家に取り組んでいるものの、今後は全ての農家に取り組むことが望ましい基本的取組及びその考え方を規範の本文に記述し、より具体的な取組例については参考資料として規範に添付するというかたちとしてはどうか。

環境と調和のとれた家畜生産活動規範」(仮称)の本文案

家畜生産に起因して想定される主な環境影響・問題

- 水質汚濁
- 悪臭
- 害虫の発生
- 廃棄物問題
(廃プラスチック等の発生)
- 地球温暖化問題
(二酸化炭素の発生)

循環型社会形成の推進に資する取組

- 有機性資源の再生・有効利用

環境と調和のとれた生産活動を適切に行うための取組

- 関連情報の収集

- (1) 家畜生産に伴い発生する家畜排せつ物の不適切な管理は、水質汚染、悪臭、害虫の発生等、環境に大きな影響を及ぼすため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）を遵守する。
注 適用対象規模未満の農家に管理基準への適合を求めるものではない。法に反しないことを求めるもの。
- (2) 家畜生産に伴う悪臭、害虫の発生は苦情発生件数も多く主要な畜産環境問題である。悪臭、害虫の発生は、家畜排せつ物の管理過程や畜舎における家畜飼養過程において懸念されるため、家畜排せつ物法の遵守とともに、家畜排せつ物処理又は保管用施設の適切な管理を行うとともに、適切な畜舎管理、家畜の適切な飼養管理を行うことにより、家畜生産に伴う悪臭及び害虫の発生の防止又は低減に努める。
- (3) 家畜生産活動に伴い発生する使用済みプラスチック等の廃棄物については、不適切な処分を行うと農地や生活環境等に悪影響を及ぼすため、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）に基づき適正に処分する。
- (4) 畜産農業からの環境負荷量、家畜ふん尿の取り扱い方法自体等を規制する各種の環境法令等があることから、家畜排せつ物法以外の家畜生産に関わる環境関連法令についても遵守する。
- (5) 家畜生産に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制に資するため、電力や化石燃料を消費する施設（加温又は保温施設、乾燥施設）又は機械（家畜生産用又は家畜排せつ物処理用機械）を導入・利用する場合は、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう省エネルギーに努める。
- (6) 家畜排せつ物の適切な利活用を推進することは、有機性資源の有効利用を通じて循環型社会形成の推進に資するほか、農業の自然循環機能の促進にとっても重要である。家畜排せつ物の利用を推進するため、経営体内又は経営体外において家畜排せつ物を肥料として適切に利用できる場合には、たい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、肥料として利用する。また、地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等のエネルギー利用を行う。なお、経営体内及び経営体外ともに、家畜排せつ物の肥料としての利用が困難な場合は、炭化、焼却、汚水浄化等、適切な方法により処理を行う。
- (7) 家畜生産における環境配慮に努めるためには、家畜生産に伴い生じる環境負荷やそれを低減するための方策に関する知識や情報を有していることが重要である。個別の知識や情報の有用性は、環境問題の動向や技術の向上などによって変化することから、日頃からできる限り新たな知識の習得や関連情報の収集に努める。

< 規範の参考資料 1 > 環境と調和のとれた家畜生産活動を確保するための重要かつ基本的な取組例一覧

1 家畜排せつ物法の遵守

【必ず実行すべき事項】...規範を遵守する上で、必ず実行することが求められる取組

家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模以上の飼養規模の場合は、管理基準に従い家畜排せつ物を適正に管理する。

(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)

ア 構造設備に関する基準

- a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
- b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

イ 管理方法に関する基準

- a 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- b 管理施設の定期的な点検を行うこと。
- c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
- d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
- e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

【状況に応じて実行が奨励される事項】...規範を遵守する上で、必ず実行することが求められる取組ではない。状況に応じて実行することが望ましく、奨励されるような取組の例。

飼養規模が管理基準の適用対象規模未満の場合についても、家畜排せつ物法の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量についての記録等、管理基準に準じた方法による家畜排せつ物の管理に努める。

2 悪臭及び害虫の発生の防止又は低減

(1)悪臭

【必ず実行すべき事項】

家畜排せつ物の処理 保管用施設における処理容量に応じた稼働と施設内外の清掃の励行。
畜舎におけるふん尿の早期搬出と清掃の励行。

【状況に応じて実行が奨励される事項】

家畜排せつ物の処理 保管用施設における脱臭処理技術の導入。
家畜排せつ物の処理 保管用施設における風向を考慮した開放部位置の決定、密閉性確保等、施設構造上の対策の導入。
家畜排せつ物の処理 保管用施設におけるその他の臭気低減技術の導入。
畜舎における早期の固液分離によるアンモニアの発生抑制。
畜舎における早期の乾燥処理による臭気の低減。
畜舎における風向を考慮した開放部位置の決定、密閉性確保等、畜舎構造上の対策の導入。
畜舎における臭気の捕集及び排気の脱臭処理技術の導入、その他の臭気低減技術の導入。

(2)害虫の発生

【必ず実行すべき事項】

家畜排せつ物の処理 保管用施設、畜舎におけるふん尿の早期除去や清掃の励行。

【状況に応じて実行が奨励される事項】

家畜排せつ物の処理 保管用施設、畜舎における薬剤による害虫発生の防除。
家畜排せつ物の処理 保管用施設、畜舎におけるその他の害虫発生防止及び軽減技術の導入。

3 使用済みプラスチック等廃棄物の適正処理

【必ず実行すべき事項】

家畜生産活動に伴い使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
(以下「廃掃法」という。)に基づいて適正に処分する。

【状況に応じて実行が奨励される事項】

家畜生産活動に伴い使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、資材の効率的な利用や再利用等により廃棄物の発生量を抑制する。

家畜生産活動に必要となる資材については、バイオマス由来の生分解性農業用プラスチック等又はこれを利用した製品を利用する。

4 環境関連法令の遵守（家畜排せつ物法以外の関係環境関連法令の遵守）

【必ず実行すべき事項】

水質汚濁防止法、悪臭防止法等、家畜生産活動に関わる環境関連法令（参考資料 2 参照）の規制対象となっている場合には、これら法令を遵守する。

【状況に応じて実行が奨励される事項】

関係環境関連法令の規制対象とならない場合であっても、これら法令の趣旨を踏まえ、法令の規定に準じた環境負荷物質の抑制・軽減又は適切な保管・管理等に努める。

5 省エネルギーへの取組（加温、保温、乾燥施設・機械等、電力や化石燃料を使う施設・機械を利用する場合）

【必ず実行すべき事項】

機械・器具の点検整備を適正に行い、施設の破損箇所は速やかに補修する。
必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理、不要な照明の消灯等を励行する。
機械の運行日程の調整や作業工程の管理により、効率的に機械を運転する。

【状況に応じて実行が奨励される事項】

施設・機械等の更新時には、エネルギー効率の良い施設構造、機種を選択する。
メタン発酵等による発電などバイオマスエネルギー、その他の新エネルギーの利用を試みる。

6 家畜排せつ物の適切な利活用の推進

【必ず実行すべき事項】

経営体内又は経営体外において、家畜排せつ物を肥料として、含まれる肥料成分を考慮するなど適切に利用できる場合には、家畜排せつ物の利用を推進するため、たい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、肥料として利用する。
経営体内及び経営体外ともに、家畜排せつ物の肥料としての利用が困難な場合は、炭化、焼却、汚水浄化等、適切な方法により処理を行う。

【状況に応じて実行が奨励される事項】

地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等のエネルギー利用を行う。

7 家畜生産に伴う環境負荷の発生とその低減方策に関する知識の習得、情報の収集

【必ず実行すべき事項】

一般誌、業界誌、専門誌、書籍、パンフレット又はインターネット等を通じて、農業生産活動に伴う環境負荷関連の知識や情報に触れる機会を確保するよう努める。

【状況に応じて実行が奨励される事項】

家畜生産活動に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演や研修会に、参加するよう努める。
家畜生産活動に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知見の収集又は環境負荷を低減するための独自の工夫や技術の開発に、自ら取り組む。

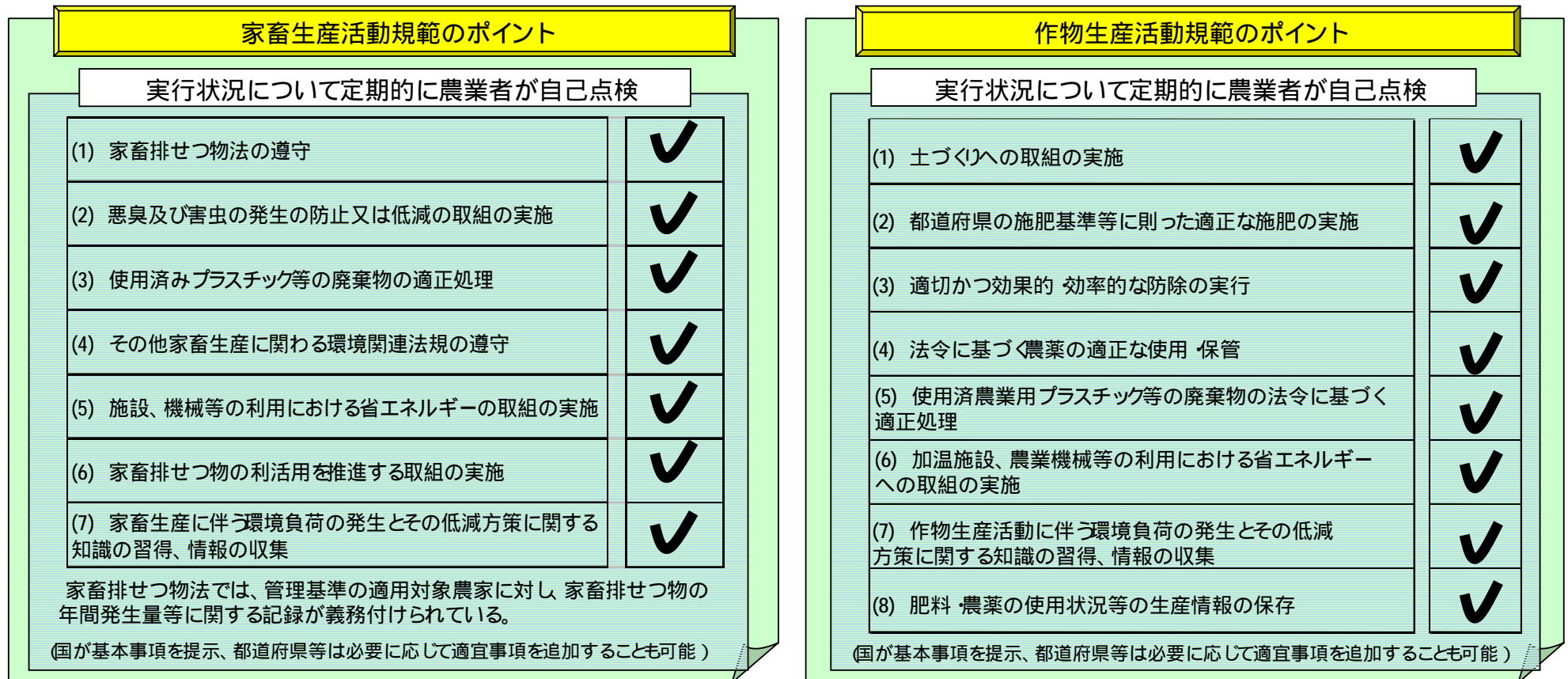
< 規範の参考資料 2 > 農業者が家畜生産において遵守すべき主な環境関連法令一覧

項目	内容	根拠	
1 義務事項	家畜排せつ物の適正管理	一定の飼養頭羽数未満の場合を除き、家畜排せつ物を管理（処理又は保管）するときは、次の管理基準に従う。 構造設備に関する基準 イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料（不浸透性材料）で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。 ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。 管理方法に関する基準 イ 家畜排せつ物は管理施設において管理する。 ロ 管理施設の定期的な点検を行う。 ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。 ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。 ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。 飼養頭羽数が、牛10頭未満、豚100頭未満、鶏2000羽未満、馬10頭未満の場合、上記の 及び は適用されない。	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（第3条）及び同法施行規則（第1条）
	公共用水域へ排水する施設の届出等	総面積が豚房50㎡以上、牛房200㎡以上又は馬房500㎡以上で、有害物質等を含む汚水を排水する施設（特定施設）は、届出等を行う。 湖沼水質保全特別法の指定地域内では、豚房40㎡以上、牛房160㎡以上又は馬房400㎡以上が、同様の規制の対象。	水質汚濁防止法（第5条等）及び同法施行令（第1条、別表第1）、湖沼水質保全特別法（第15条等）
	公共用水域への排出水の排出制限	上記の面積に該当する畜舎（水質汚濁防止法上の特定施設）を有する場合（特定事業場） 排出口において排水基準に適合しない排出水を排出しない。 排水基準は、物質毎に定められている。	水質汚濁防止法（第3条等）、排水基準を定める省令
	悪臭の排出に関する規制	規制地域内における悪臭の排出については、規制基準に適合したものとする。	悪臭防止法（第7条）、同法施行規則
	廃棄物の投棄禁止	廃棄物をみだりに捨てない（不法投棄しない）。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）
	廃棄物の適正処理、保管	廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者など廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業者へ委託する。 他人から産業廃棄物の処分等を受託するなど産業廃棄物処理業の許可が必要な場合や、産業廃棄物処理施設に係る許可を要する場合は、規定に従う。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第12条、第14条、第15条）
	廃棄物の埋立	廃棄物を処理する場合に、地中にある空間を利用して処分しない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（第6条）
	廃棄物の海洋投棄	やむを得ず廃棄物として海洋投入処分を行わざるを得ない場合は、法律で定められた基準に適合した方法で行う。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（第6条）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第10条）
	排せつ物の適正使用	排せつ物（ふん尿）は、市街地をなしている区域内では、発酵処理、乾燥又は焼却、化学処理、尿のみ分離、し尿処理施設又は動物ふん尿処理施設における処理、十分な覆土のいずれかの下で使用し、その他の区域では生活環境に被害が生じるおそれのない方法で使用する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第17条）
	焼却の禁止	農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、野外での焼却をしない。 住居が集合している地域では、みだりに燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で大量に焼却しない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16の2条）、悪臭防止法（第15条）
	河川への投棄の禁止	河川区域内の土地に、ふん尿を捨てない。	河川法施行規則（第16条の4）
2 努力義務	公害の防止と必要な措置	事業活動に伴って生ずる汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止する。	環境基本法（第8条第1項）
	環境への負荷の低減その他環境の保全	事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努める。	環境基本法（第8条第4項）

2. 作物生産規範との関係及び規範の普及のイメージ

畜産農業者の場合、家畜生産活動に関する規範と同時に、作物生産活動に関する規範についても併せて取り組む必要のある場合が考えられるため、両規範間のバランスにも配慮することが適当と考えられる。

当省の各種畜産振興施策について要件化（農業者に環境規範の実践を求める仕組みを導入）し、規範の普及を図る段階では、各支援施策における実施対象要件の確認方法等が多様であることを踏まえ、「農業者自らによる自主点検」、その後の「事業実施主体等による確認」という流れを基本としてはどうか。



事業実施主体等による確認

点検結果の確認、必要に応じた実践状況等の確認

環境と調和のとれた作物生産活動規範（仮称） の検討状況

（環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」10月12日資料の抜粋）

資料1

「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」開催要領（案）

趣旨

本年 8 月に食料・農業・農村政策審議会企画部会においてとりまとめられた新たな食料・農業・農村基本計画の改定に向けての中間論点整理において、今後、我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換するため、平成 16 年度中に、有識者の意見を踏まえつつ、環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るための農業者が最低限取り組むべき規範を策定することとされた。

このため、農業生産活動のうち作物の生産活動に係る規範（以下「環境と調和のとれた作物生産活動規範（仮称）」という。）の策定の在り方等について有識者の助言を得るため、標記懇談会を開催することとする。

検討事項

- 1) 環境と調和のとれた作物生産活動規範（仮称）の策定の在り方
- 2) その他

運営

- 1) 「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 懇談会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、懇談会の議事を運営する。
また、座長は、懇談会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 3) 懇談会は、必要に応じ関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行なうことができる。
- 4) 懇談会は必要に応じ開催する。
- 5) 懇談会は公開とする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は懇談会に諮って、非公開とすることができる。なお、議事概要等は原則として公開するものとする。
- 6) 懇談会に関する庶務は、生産局農産振興課において行なう。

資料2

(別紙)

「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」委員名簿

敬称略、五十音順

くまがい(まつだ)そのこ 熊谷(松田) 苑子	淑徳大学社会学部教授
ながのまひろし 長野間 宏	独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究 機構中央農業総合研究センター土壌肥料部長
すはらかつゆり 寿原 克周	日本生活協同組合連合会 産直担当
はっとりしんじ 服部 信司	東洋大学経済学部長
まきのたかひろ 牧野 孝宏	静岡県病虫害防除所長 植物防疫全国協議会会長
まつおかこうめい 松岡 公明	全国農業協同組合中央会食料農業対策部水田・ 営農ビジョン対策室長
まつもとさとし 松本 聡	秋田県立大学生物資源科学部教授
むらたやすお 村田 泰夫	朝日新聞編集委員
もりまさみ 森 雅美	(有)森ファームサービス代表取締役

具体的には、

施肥・防除などの環境負荷を伴う生産活動について、また、環境と調和のとれた作物生産を行うための基盤技術である土づくりについて、それぞれの環境負荷の態様等に応じて「重要かつ基本的な取組」を選定し、

これらを適切に実行するために必要な、関連情報の収集や記録の保存などに係る取組を併せて示し、

その取組の実行状況を農業者自らが点検するものとして策定する。

なお、国は全国的に共通な環境規範を策定することとし、

都道府県等は地域の実情を踏まえ、必要に応じて実行すべき事項の追加等を行うことができるものとし、

さらに、個々の農業者等において、これらの内容を含んだ自らの環境規範を策定することを推奨するものとする。

環境配慮のための重要かつ基本的な取組

環境負荷の発生源となる生産活動		環境と調和のとれた作物生産活動を確保するための重要かつ基本的な取組
施肥	⇒	施肥は作物に栄養補給をするために不可欠であるが、過剰に投入された肥料成分は溶脱して環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の投入量が適切になるような施肥を行う。
防除	⇒	安定した作物生産を維持するためには病害虫や雑草の防除が不可欠であるが、畦畔の草刈りや耐病性品種の利用など病害虫・雑草による被害が発生しにくい栽培環境づくりや、発生予察情報の入手など病害虫等の発生状況を把握し、具体的な経済被害が見込まれる場合に防除を行うことなどにより、適切かつ効果的・効率的な防除を行う。 農薬の使用、保管については、関係法令に基づき適正に行う。
プラスチック資材等の利用 (廃棄物の処理)	⇒	循環型社会形成の推進に資するため、作物生産に伴って発生する使用済み農業用プラスチック、作物残さ等の廃棄物については、その排出抑制等に努めるとともに、処分する場合は関係法令に基づき適正に行う。
加温施設・農業機械等の利用 (エネルギーの使用)	⇒	温室効果ガス(CO ₂)の排出抑制等に資するため、加温施設、農業機械等の使用・導入に際しては、不必要・不効率なエネルギー消費がないよう努める。
環境と調和のとれた作物生産を行うための基盤技術		環境と調和のとれた作物生産活動を確保するための重要かつ基本的な取組
土づくり	⇒	土づくりは、効果的・効率的な施肥や防除などを行うための基盤的技術である。このため、たい肥等の有機物の土壌への施用、深耕などによって土づくりを行う。たい肥等の施用は、未利用有機性資源の有効活用により循環型社会形成に資するものであり、このような観点からも重要である。
環境と調和のとれた作物生産活動を適切に行うための取組		環境と調和のとれた作物生産活動を確保するための重要かつ基本的な取組
関連情報の収集	⇒	営農計画の策定や実際の作物生産活動の中で環境への配慮が適切に行えるよう、作物生産活動に伴う環境影響などに関する知識の習得、情報の収集に努める。
生産情報の保存	⇒	生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

農業者自らによる点検



環境と調和のとれた作物生産活動を確保するための重要かつ基本的な取組例一覧

1 土づくり

【重要かつ基本的な取組（必ず実行すべき事項）】

たい肥の施用、稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などによる土壌への有機物の供給（原則として1年に1度）

【状況に応じて実行が奨励される事項】

土壌診断の実施（受診）（原則として過去3年以内の実施（受診））

深耕、心土破碎耕の実施、暗きょ、排水溝の設置（過去1年以内の実施又は設置）

土壌改良資材の施用

合理的な輪作の実施

土壌侵食の抑制に資する被覆作物の栽培（草生栽培含む）、植生帯の設置、等高線栽培、土壌の透水性改善（たい肥の施用等）、風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置等

水田からの濁水流出防止に資する浅水代かき、あぜぬり、あぜシートの利用等

2 施肥

【重要かつ基本的な取組（必ず実行すべき事項）】

肥料成分の過剰な投入を防ぐための次の取組のうちいずれか一つ以上の実行

- 都道府県、JA等が示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施
- 都道府県、JA等から施肥量等が示されていない場合の次の取組のうちいずれか一つの実行
 - ✓ 土壌中の肥料成分の状況に係る診断の実施（受診）とその結果を活用した施肥の実施（原則として過去3年以内の実施（受診））
 - ✓ 野菜の栽培後などに土壌中に残された肥料成分、たい肥などの有機物に含まれる肥料成分を考慮した施肥量の減量、クリーニングクロープの作付け等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づくふん尿の適正使用等関係法令の遵守

【状況に応じて実行が奨励される事項】

局所施肥（肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術（例えば水稲作における側条施肥）の実施
肥効調節型肥料（被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化抑制剤入り肥料）の利用

3 防除

【重要かつ基本的な取組（必ず実行すべき事項）】

伝染源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の適切な管理等による病害虫が発生しにくい栽培環境づくり
発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施
病害虫・雑草による経済的な被害が見込まれる場合に限った防除の実施
農薬取締法に基づく農薬の適正使用、毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の適正保管、廃棄等関係法令の遵守

【状況に応じて実行が奨励される事項】

生物農薬、性フェロモン剤、選択性の高い農薬等の使用
対抗植物の導入
除草用機械・動物の利用
べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培、袋かけなどの被覆技術の導入
マルチ栽培技術の導入
黄色蛍光灯等その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入
上記取組を通じた総合的病害虫管理（IPM;Integrated Pest Management）の実施

4 廃棄物の処理

【重要かつ基本的な取組（必ず実行すべき事項）】

稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元（病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合を除く）
廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正処理、保管等関係法令の遵守

【状況に応じて実行が奨励される事項】

使用済み農業用プラスチックの再利用、リサイクル
バイオマス由来の生分解性農業用プラスチックの利用
通い箱等再利用可能な資材の利用

5 エネルギーの使用

【重要かつ基本的な取組（必ず実行すべき事項）】

加温施設を使用する場合の暖房機、温度調節機器の点検整備、施設の破損個所の補修等の励行
穀物乾燥調製施設を使用する場合の原料の計画的搬入による連続稼働、機械・器具の点検整備等の励行
農業機械を使用する場合の運行日程の調整、作業目的に適合したエンジン回転速度による作業、点検整備等の励行
電力消費に際しての不要な照明の消灯、照明器具の清掃等の励行

【状況に応じて実行が奨励される事項】

施設、機械等の更新時におけるエネルギー効率のよい機種を選択
バイオマスエネルギー、地熱、雪氷等新エネルギーの利用

1 関係者 機関が実行すべき行動・行為を「規範」として明確にし、その実践や確認・点検を求める取組 制度は様々な分野に例がみられる。

(1) 企業行動規範

昨今、一部企業による虚偽表示・不正入札等の相次ぐ不祥事の発生などがあり、経済社会や消費者意識の変化等に伴って、企業の行動のあり方が厳しく問われるようになってきている。このため、様々な分野の企業が、収益追求のみに走るのではなく、法令を遵守するとともに、高い倫理観を保持しながら企業活動をする必要があるとの考え方のもとに、企業自体あるいは自社の役職員が遵守すべき「企業行動規範」を策定している。

【例】M損保会社による「行動規範」

対象 役員・社員

1. 法令等の遵守
役員・社員ひとりひとりが、あらゆる行動において倫理的に正しい行為を最優先に考えます。常に、法令・ルールを遵守し、社会的良識を持って行動します。
2. 公正、透明、自由な競争
公正、透明、自由な競争を行い、すべてのお客さまに公平に接します。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 社会とのコミュニケーション
広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報の積極的かつ公正な開示に努めます。
4. 環境問題への取組
役員・社員ひとりひとりが、省エネルギー、省資源に努めるなど、地球環境問題に積極的に取り組みます。
5. 社会貢献活動
良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に推進します。
6. 健康的で働きやすい職場環境
健康的で、ゆとりある、働きやすい職場環境に保つよう心がけます。また、社員の人格・個性を尊重します。
7. 反社会的勢力に対する断固とした姿勢
反社会的勢力や団体には、断固とした姿勢で臨みます。
8. 海外における活動
海外においては、それぞれの地域の文化、慣習に配慮して行動します。また、現地の発展に貢献します。
9. 行動規範の徹底
この行動規範の実現を図るため、全役員・社員への周知徹底と社内体制の整備を図ります。

(4) 農業生産活動に関する行為規範

農業においても、その生産行為等について、食品の安全性確保、環境負荷の低減、労働福祉等様々な目的に資するよう一定の行為規範を定めている例がある。

コーデックス食品規格委員会の生鮮果実 野菜衛生管理規範 (Code of Hygienic Practice for Fresh Fruits and Vegetables)

生産から包装まで生鮮果実 野菜の生産の全ての段階に関連する微生物的、科学的及び物理的危険を管理（特に微生物による危険を最小化することに重点）する助けとなることを目的に、食品製造段階での"Good Manufacturing Practices"とともに農産物生産段階での"Good Agricultural Practices"に関する概略的な枠組みを提供するもの。

我が国においても食品安全性確保のための"Good Agricultural Practice"の取組が進められている。

EU農村開発政策における"good farming practice"

農業者が農業環境協定に基づく支援策を受給するには、環境保全に関して加盟国政府が定める"good farming practice"以上の取組を含むことが条件付けられている。

イングランド農村開発計画の例では、各種環境関係法令の遵守と水、大気、土壌保全の観点からマニュアル化された"The Codes of Good Agricultural Practice for Water, Air, Soil"を所持、励行することが"good farming practice"の内容とされている。

EU硝酸塩指令における"code of good agricultural practice"

加盟国政府は、農業生産に由来する硝酸性窒素汚染を防止するため、農業者が努力すべき"code of good agricultural practice"（硝酸塩汚染脆弱地域においては農業者が遵守義務を負う）が定めるとされている。

EU直接支払制度通則における"Statutory management requirement"（法定管理要件）及び"Good agricultural and environmental condition"（良好な農業・環境条件）

各種の直接支払を受給する農業者には、公衆衛生、動植物の健康、環境、動物保護の観点に係る諸法令の遵守（法定管理要件）、加盟国が定める農地、環境の保全のための諸事項（土壌侵食の防止、土壌有機物量の維持等）の実践（良好な農業 環境条件）が要件付けられる。

イギリス水資源法 (1991) における"Code of Good Agricultural Practice"

同法97条に基づき、水質汚濁の防止又は軽減のために望ましいと思われる取組の実践促進 指導の目的により定められるもの。違反がすぐに犯罪になることはないが、各種行政命令の執行に際して実践状況が考慮される。イギリス農漁業食料省（当時）が定める"The Code of Good Agricultural Practice for Water"がこれに当たる。

EUREPGAP

欧州の主要な小売業者、資材メーカーによる任意組織（欧州小売業組合EUREP）の認証制度。食品安全性確保、環境負荷低減、労働福祉の観点を含む農産物の生産 取扱基準が示されており、小売業者が任意で仕入れ先の農業者に対してEUREPGAPの第三者認証取得を条件付けている。

イングランド農村開発計画における“good farming practice”

各種環境関係法令等の遵守

項目	遵守が必要な法令の内容	法令に準じて検査対象となる事項
水の汚染	有毒物質、汚染物質又は固形廃棄物で領海、内陸の淡水、地下水を汚染したり、それを意図的に看過してはならない。(1991水資源法)	新しいサイレージ及びスラリーの貯蔵施設の使用に関する環境省への事前通知の有無。 洗羊液の投棄について事前承認の有無。
	サイレージ、スラリー又は燃料油の貯蔵施設について、1991年以降に建てられたものあるいは大きく改築したのものに関して、本規則で特定された要件を満たさなければならない。(1991汚染取締規則(1997改正))	
	潜在的に環境へ害があるとして規定された物質の投棄は、事前に調査・承認されなければならない。(1998地下水規則)	
大気汚染	農地を含む商用地において、黒煙を発生する場合は廃棄物を焼却してはならない。(1993清浄大気法)	なし
	穀物の藁、株、豆及び菜種の収穫残さの焼却は特定の場合を除き違法である。(1993穀物残さ(焼却)規則)	
	ヒースなどの牧草の焼却は一般は3月13日～11月1日、台地は4月15日～10月1日の間許可証がある場合を除き禁止される。(1986ヒース及び牧草等(焼却)規則)	
肥料及び農薬	硝酸性窒素脆弱地域においては、きゅう肥及び窒素肥料の最大投入量、投入時期などについて規制される。(1998硝酸性窒素脆弱地域(イングランド及びウェールズ)行動計画規則)	なし
	農水大臣は農薬残留許容量を設定し、農家は農薬の安全使用を行わなければならない。(1985食料及び環境保護法、1986農薬取締規則)	
	主に農薬を中心とする製品の取り締まり、相互承認を規定している。(1985植物保護製品規則)	
境界線	地域計画部局の許可無く生け垣を取り払ってはならない。(1997生け垣規則)	特別の場合を除き認められない垣や石壁の移動・破壊の有無。3月1日～7月31日までの間は農場の生け垣を刈り込んでではないがその遵守状況
指定地区	学術研究上重要地域内の農家は、定められた関心事項にダメージを与えるような作業を行う前に、書面で当局へ通知しなければならない。(1981野生生物及び田園法)	学術研究上重要地域にダメージを与えるおそれがある作業を行った農業者の当局への届出の有無。
	学術研究上重要地域における特定動植物の保護措置を規定するもの。(1994(自然育成地等)保全規則)	
	学術研究上重要地域における保護措置を規定するもの。(2000年田園地域及び通行権に関する法律)	
	計画地域における牧草の鋤き込み、植林、木の除去、除石等の作業に当たっては事前の同意が必要。(1979古代遺跡及び考古学的地域法、1994古代遺跡規則)	
農業/林業管理	木の伐採には森林委員会の許可が必要。(1967森林法)	過放牧 丘陵地農業補償事業においては1ha当たり1.4家畜単位を超えてはならない。 補充食 無補充食が認められている場合、動物や車両に植生が過度に踏みつけられないようにしなければならない。 過小放牧 丘陵地農業補償事業における最低飼養量は1ha当たり0.15家畜単位である。

水・大気・土壌保全のための適切な農業生産活動規範」

“The Codes of Good Agricultural Practice for Water, Air, Soil” の所持

適切な農業生産活動規範」とは・・・
関係法令に係る解説のほか、奨励的な事項を多数盛り込んだマニュアル的文書

水保全のための適切な農業生産活動規範
1991年制定(1998改訂)

大気保全のための適切な農業生産活動規範
1992年制定(1998改訂)

土壌保全のための適切な農業生産活動規範
1993年制定(1998改訂)

規範に盛り込まれている奨励的事項の例

土壌保全規範	水食(64項)	特に、傾斜地や河川の氾濫原における耕起作業や新植牧草地については、作業を行う前に土壌侵食の可能性を考慮する。
大気保全規範	温室効果ガス(220項)	二酸化炭素の削減にはエネルギーの効率的利用と化石燃料代替エネルギー利用が最も効果的である。エネルギー効率の改善は経営コストを減少させることにもなる。以下が重要である。 製造者の指導書に沿った整備。エアクリナーと燃料噴射装置を常に整備しておくことで5～15%の燃料消費の削減が可能となる。 作業内容に適合したトラクターや機械を選ぶ。仕事に必要な最小限の馬力のトラクターを使う。 不必要な移動、作業をしない。
水保全規範	有機物(284項)	窒素の状態や作物の利用率が異なることから、硝酸性窒素が溶脱する可能性は化学肥料に比べて高い。溶脱の可能性を低減するため、堆きゅう肥の施用は一年間に窒素ベースで25kg/10a以下に抑える。
	化学肥料(289項)	安全面を考慮し、過剰な肥料は投入しない。硝酸性窒素量が増加すると溶脱により失われやすく、金のムダであるので、窒素肥料の量は作物の要求量を超えないようにすべきである。推奨すべき事項は「農業及び園芸作物のための肥料指導書」"Fertilizer Recommendation for Agricultural and Horticultural Crops"に記載されている。

EUの各種直接支払を受給するための
 “Statutory management requirement” (法定管理要件)
 及び
 “Good agricultural and environmental condition” (良好な農業・環境条件)

法定管理要件

以下のEU指令、規則に基づく加盟国国内法規の遵守が必要。

A. 2005年1月1日から適用

環境	
野鳥の保護に関する理事会指令 79/409/EEC	第3条、第4条(1)、(2)及び(4)、第5条、第7条並びに第8条
特定の危険物質を原因とする汚染からの地下水の保護に関する理事会指令 80/68/EEC	第4条及び第5条
環境保護、特に農業に下水汚泥を用いる際の土壌に関する理事会指令 86/278/EEC	第3条
農業資源から放出される硝酸塩による汚染からの水の保護に関する理事会指令 91/676/EEC	第4条及び第5条
自然生息地及び野生動植物の保護に関する理事会指令 92/43/EEC	第6条、第13条、第15条及び第22条(b)

公衆衛生及び動物の健康

動物の特定及び登録	
動物の特定及び登録に関する理事会指令 92/102/EEC	第3条、第4条及び第5条
牛科動物の特定及び登録に関する制度の枠内における耳票、所有地登記簿及びパスポートに関する理事会規則 (EC) No820/97 の実施細則につき定めている欧州委員会規則 (EC) No2629/97	第6条及び第8条
牛科動物の特定及び登録制度を定め、牛肉及び牛肉製品のラベル貼付に関し、更に理事会規則 (EC) No 820/97 を廃止する欧州議会及び理事会規則 (EC) No1760/2000	第4条及び第7条

B. 2006年1月1日から適用

公衆衛生及び動植物の健康	
植物保護製品の市場展開に関する理事会指令 91/414/EEC	第3条
ホルモン又は甲状腺に作用する特定の物質及びベータ作用薬の畜産業での使用を禁止し、指令 81/602/EEC、88/146/EEC及び88/299/EECを廃止する理事会指令 96/22/EC	第3条、第4条、第5条及び第7条
食品関連法に関する基本原則及び基本的要件を定め、欧州食品安全局を設立し、食品安全性に関する事項の手続きを定めている欧州議会及び理事会規則 (EC) No178/2002	第14条、第15条、第17条(1)、第18条、第19条及び第20条
特定の伝染性海綿状脳症の防止、管理及び撲滅を目的とした規則を定めている欧州議会及び理事会規則 (EC) No999/2001	第7条、第11条、第12条、第13条及び第15条

疾病の通知

口蹄疫管理のための共同体措置を導入している理事会指令 85/511/EEC	第3条
特定の動物疾病を管理するための共同体措置及びブタ水胞症に特有の措置を導入している理事会指令 92/119/EEC	第3条
ブルータンクの管理及び撲滅のための特定の規定につき定めている理事会指令 2000/75/EC	第3条

C. 2007年1月1日から適用

子牛の保護に関する最低限の要件につき定めている理事会指令 91/629/EEC	第3条及び第4条
豚の保護に関する最低限の要件につき定めている理事会指令 91/630/EEC	第3条及び第4条(1)
農業目的で飼育されている動物の保護に関する理事会指令 98/58/EC	第4条

良好な農業・環境条件

加盟国は、全国及び各地域を対象に、土壌及び気象条件、既存の営農組織、土地利用、輪作、生産方式並びに農業構造等該当する地域の特性を考慮の上、次の条件に関する最低限の要件を定める。

事項		基準
土壌浸食：	適切な措置により土壌を保護すること	最低限の被覆土
		土地固有の条件を反映させた最低限の土地管理 段地の維持
土壌有機物：	適切な手段を通して土壌有機物の水準を維持すること	状況に応じた輪作基準
		耕した刈り株畑の管理
土壌構造：	適切な措置により土壌構造を維持すること	適切な機械の使用
最低維持水準：	最低維持水準を確保し、生息環境の悪化を回避すること	家畜の面積当たりの最少頭数及び適切な体制 (又はいずれかの一方)
		永久牧草地の保護
		景観上の特色の維持 農地上の不必要な植生による侵食の防止